

## 自由への承認、承認への自由・2

### ——抽象法における私・物・他者——

竹 島 あ ゆ み

ヘーゲルの『法の哲学』第一部、抽象法 *das abstrakte Recht*<sup>1</sup> と呼ばれる箇所は、ヘーゲル法哲学研究において、どちらかといえば取り上げられることの少ない箇所である。表題のわかりにくさに加えて、本文に入っても「占有取得」、「物件」、「契約」、「犯罪」といった実定法的用語が頻出し、一見したところ哲学的考察に欠けているような印象を受けることもその一因かもしれない。

しかし抽象法という箇所は、狭義の法（法律）の生成を説くにとどまるものではない。ここではまた、法の基盤となる「人格」とその「自由」について、また「人格」と「他の人格」との関係についての考察が主題をなしている。すなわち、抽象法とは、法的な人格という規定のもとではあるが、ヘーゲルが人間存在について、特に自己と物、また自己と他者との関係のなかでの人間のありようについて鋭い洞察を示している重要な箇所なのである。

この第一部に先立つ緒論においてヘーゲルは、法哲学とは意志の自由の展開を叙述したものであるとして、その構想の全体像を次のように述べている。

法の基盤は一般的にいて精神的なものであり、法のより正確な場所と出発点は自由なものである意志である。したがって自由が法の実体と規定とをなし、法体系は実現された自由の国であり、第二の自然として精神自身から生み出された精神の世界である (§4)。

そしてまた、このような意志の自由の概念とは、簡潔に言えば以下のような内実を持つものである。

〔意志の〕第三の契機は……他者において自己のもとにあるということである。……この第三の契機こそ、自由の具体的概念である。……我々はこの自由を既に感情の形式において、例えば友情と愛のうちにもっている。(§7Zu/V,119)

1. *das abstrakte Recht* とは抽象的に捉えられた法を意味すると同時に、そのような法によって規定される個人の権利をも意味しているが、本論では「抽象法」で統一した。ヘーゲルの *Recht* の用法一般についても、「法」以外にも「権利」・「正しさ」といった意味合いで用いられている場合があり、文脈に応じて適宜訳し分けた。

このようなヘーゲルの構想と、緒論における意志の自由の概念については既に論じたが<sup>2</sup>、抽象法は、緒論では上のように概念的にのみ把握されていた自由な意志がはじめて現実のうちに定在を得て、制限されたかたちではあるがとりあえずは自由を実現する場所なのである。このことはまた、『法の哲学』全体の構成を論じ緒論から本論への移行を示している、「区分 Einteilung」と称する節の補遺において、次のように示されている。

自由意志は、抽象的なままにとどまらないためには、まず自らに定在を与えねばならない。そうしてこの定在の最初の感性的な素材が物件であり、言い換えれば外的な物である。この自由の最初のありかたが我々が所有として知ることになるありかたであり、形式的で抽象的な法の圏である。同様にこの圏に属するのは、契約として媒介された形態をとる所有や、犯罪や刑罰としての、毀損された法である (§ 33Zu)。

以下では『法の哲学 要綱』（以下『要綱』）及び法哲学諸講義録の第一部「抽象法」の展開に従って、まずヘーゲルの人格概念の独自性について考察する（1）。続いて出発点としての抽象的な人格が自由の実現を目指して物件及び他者との関係をいかに形づくっていくのかを第一章「所有」に即して考察し（2）、第二章「契約」への移行を展望する（3）。

## 1 ヘーゲルの人格概念

緒論においては概念的にのみ扱われていた意志の自由が、抽象法においてはじめて定在を獲得すると先に述べたが、そうはいってもここでの意志は十全に展開された意志、言い換えれば人倫的共同体において実現され、共同的・普遍的になった意志ではまだなく、一主体の、自己のうちにあって個別的な意志であり、「人格 Person」と称される。そのような意味で「抽象的な」意志の取り結ぶ、それ自体抽象的な法／権利関係を扱うがゆえに、第一部は「抽象法」と呼ばれるのである。

人格性のうちには、このものとしての私が、全ての面において（内面的な恣意、衝動、欲望においても、直接的で外面的な定在に即しても）完全に規定された、有限な、しかもまったく純粋な自己への関係であるということ、そして有限性のうちにあって、私を無限なもの、普遍的なもの、自由なものとして知っているということが属している (§ 35)。

ここでは有限性と無限性の統一としての人格が語られている。人格としての私は、一方で内

2. 下記の拙論を参照。

竹島あゆみ (2007) 「自由への承認、承認への自由・1」、『岡山大学文学部紀要』第48号、2007年12月。

3. これらについては「意志」に含めて考えられないのが普通だが、ヘーゲルは緒論においてこれらを「自然的意志」と呼んでいる。ヘーゲルの意志論の幅広さを示しているといえよう。この点に関しては竹島 (2007)、6頁参照。

面的には恣意、衝動、欲望<sup>3</sup>として、外面的には身体として、有限な「このもの」である。この点では人間は動物とあまり変わらない。しかし他方で私は、「無限なもの、普遍的なもの、自由なもの」として自己を知っているといわれる。その意味するところは、私が思惟を持つ存在として純粋に自己へと関係していることであり、しかもそのような自己反省することそのものを自己として知っているということである。

一般にヘーゲルが「無限性」というとき、空間的な無限や無際限<sup>4</sup>が考えられているのではなく、「自己を自己に関係づける否定 die sich auf sich beziehende Negation」<sup>5</sup>が含意されている。その典型を示すのが自己意識の構造であるが、『法の哲学』の人格性の概念においても、「私が無限なものである」とは私が空間的に無限の広がりを持つなどということではなく、私が自己を思惟し、自己に関係することで成り立つ存在であることを意味しているのである。そしてこのことはまた私が自由な存在であることをも意味する。この点で人間と動物は明確に区別されるのだが、それは既に緒論において以下のように論じられていた<sup>6</sup>。

動物はどんな意志ももたず、何らかの外的なものが妨げないならば、衝動に従わざるをえない。しかし人間は、まったく無規定的なものとして、衝動を支配し、そしてこれらの衝動を自分のものとして規定し定立することができる (§ 11 Zu/V,127)。

動物は自己を知らない。ただ衝動に従うのみである。人間だけが衝動をもちつつも、その衝動を支配することができ、言い換えれば衝動を自分のものにすることができる。つまり自分のもつ衝動に引きずられ、自分を見失うのではなく、むしろ自分をコントロールすることで自分を自分のものにすることができるという意味で、私は自由なのである。それは思惟の働きによってもたらされるのであるが、先にも触れたように、この働きをヘーゲルは無限性と関連づけて考えている。

人格性のうちには、自己を対象として知るといふこと、しかしながら思惟によって単純な無限性へと高められ、それゆえ純粋に自己同一的な対象として知るといふことが属している (§ 35Anm.)。

主体としての知る自己は対象としての知られる自己を、自らと区別しつつも同一視するといふふうには、私は自己を自己に関係づけている。そのことを通じて、私は自己同一的な存在としての自己を知るのであるが、このような思惟の働きが、「無限性」と呼ばれている。人格性の特徴はこのような無限性を、しかしあくまでも有限的な「このもの Dieser」(この私)がもつ

4. ヘーゲルは『大論理学』でこれらを悪無限 die schlechte Unendlichkeitと呼んで真の無限から区別している。HW, Bd.5, 149f.

5. 『大論理学』、HW, Bd.5, 166.

6. 竹島 (2007)、6 頁。

という点にあり、この二重性が抽象法における議論の進展のなかで重要な役割を演じている。以下ではこのことをヘーゲルの行論に沿って考察していく。

## 2 所有

上に見たようにヘーゲルは抽象法での意志のあり方を自由な人格として捉えているが、人格はその有限性のゆえに、それ自身だけで自由なのではなく、別の言い方をすればそれ自身だけで存在しているのではない。人格はその自由の向かう対象、活動する場所を必要不可欠とする。このことを明らかにするのが抽象法の第一章「所有 das Eigentum」である。

人格は、理念として存在するために、自己の自由にとっての外的な圏域を、自らに与えなければならない。……自由な精神とは直接的に異なっているものは、この精神にとってもそれ自体でも、外的なもの一般である。—すなわち物件、自由でないもの、非人格的なもの、法／権利を欠いたものである (§ 41-42)。

このようなしかたで、私にとって私ならざるものが対峙していることが明らかになり、つまりは私には私にとって外的なものの世界が対立している<sup>7</sup>。外的なものとは、「占有 Besitz」を行おうとする自由な意志の対象となる、それ自体は自由でない「物件 Sache」である。反対に人格はここで物件を自分のものにするができるという意味で自由を有している。それは、物件自体は意志を持たないが、人格は意志を有するのみならず、物件のうちに自分の意志を置き入れることができるからである。

人格はどんな物件のうちにも自分の意志を置き入れ、このことによってその物件が私のものとなるという権利を自己の実体的な目的としている。というのも、物件はそれ自身のうちにそのような目的をもたず、その規定と魂にかんしては、私の意志を受け取るからである (§ 44)。

意志を持たない物件は意志を持たないがゆえに、自己目的も自己関係ももたない。それは「自分である」こともできないし、何ものかを「もつ」こともできない。それに対して人間は、物件を自らのものとして「もつ」ことができる。これはまずは人間がその無限性の側面としては思惟を、意志を持っているからであり、さらに意志によって物件を作り変えることができるからである。このことが所有の出発点をなす。

7. ここで、物件のうちには私自身の身体や生命も含まれていることに留意しなければならない。この点については後に述べる。

「人格性のみが物件に関する権利を与える…一般的な意味での物件とは、総じて自由にとって外的なものであり、そこには私の身体も生命も属している」 (§ 40Anm.)

いかなる人間も自分の意志を物件とする権利、あるいは物件を自分の意志とする権利をもっている。いいかえれば、いかなる人間も物件を使用して自分の物件に作り変える権利を持っている (§ 44Zu.)

このような、私が物件に私の意志を置き入れることは、しかし物件の側だけに影響を及ぼすのではない。それは私の意志自身に跳ね返ってくる。〈私が物件をもつ〉ということ自体が、ただの私ではなく〈物件の持ち主としての私〉をかたちづくる。すなわち、私はそのことで初めて自分を自由な意志として自覚し、現実性を獲得するのである。

私が何ものかを私自身の外的な支配力のうちにもつということが占有を形成するのと同様に、私が何ものかを自然的な欲求や諸々の衝動や恣意にもとづいて私のものにするという特殊的側面が、占有の特殊な関心となる。しかし、自由な意志としての私が占有において私にとって対象的であり、そのことによってまた初めて、自由な意志は現実的な意志ともなる (§ 45)。

意志の自由の最初の現実化は占有によって生じる。ヘーゲルが占有を自由の展開の出発点としている点に、社会契約論、とりわけロックの所有論の影響を見ないわけにはいかない。しかしながらヘーゲルは社会契約論者たちとは異なり、自由を自然権として、いわば社会成立以前の自然状態において最初から与えられたものとして個人に適用するのではない。そうではなく自由とは、初めから社会的動物 *zoon politikon* である人間が、まさに社会的活動としての占有を行うことによって獲得するものである、とヘーゲルは考えている。私が自由であるのは、ただ天から与えられた状態として〈自由である〉のではなく、私が——物件の支配というかたちで——〈自由をもつ〉からなのである。私の存在を、ここでは私の所有が規定している。

所有物をもつということは、欲求が第一のものとなるときには、それとの関係で欲求を満たす手段であるように見える。しかし、真実な立場は、自由という見地から所有が自由の最初の定在として、本質的な目的それ自身であるとする立場である (§ 45Anm.)。

このように自由の最初の定在としての所有を考えると、もうひとつ見ておかねばならない重要な点がある。それは身体をめぐる考察である<sup>8</sup>。ヘーゲルは私と他者との関係、そして私と身体との関係を、〈私—私の身体—他者〉という三者関係の中で捉えようとしている。

身体 *der Körper* が直接的な定在であるかぎり、身体は精神にふさわしくない。精神によって意志を与えられた器官であり、精神の活気づけられた *beseelte* 手段であるためには、

8. この点に関しては加藤 (2006)、特に第3章 (61-73頁) 参照。

身体は、まず最初に精神によって占有されなければならない。…——しかし、他者にとっては、私は私が直接的にもっているとおりの身体において、本質的に自由なものなのである (§ 48)。

ヘーゲルがここで〈私-身体〉関係について、「身体は、まず最初に精神によって占有されなければならない」として精神の優位をいいつつ、〈私-身体-他者〉関係においては、「他者にとっては、私は私が直接的にもっているとおりの身体において、本質的に自由なものなのである」(ebd.)としている点は興味深い。既に述べたように、精神としての私が身体としての私をもつことによって私は自由でありうる(この点で動物とは違う)。すなわち私から見れば、私は精神と身体を分離しうる存在であるがために、身体を所有でき、自由であることができるのである。

しかし、他者から見れば私は身体そのものとして、あるいは身体と不可分なものとしての私であり、ここでは精神と身体とは一体化している。他者にとって私はそのようなものとして自由である。

私は自由なものとして身体のうちにいるのだから、というだけでも、この生きた定在は、荷馬として乱用されてはならない。私が生きているかぎり、私の魂…と肉体とは切り離されない。身体は自由の定在である。そして私は身体において感じるのである。それゆえに、身体が粗略に取り扱われ、人格の現存在が他人の暴力に服属させられても、物自体である魂には関係なく、それが侵されたわけでもないというように魂と身体の違いをするのは、ただ理念を欠いたソフィスト的な悟性でしかない (§ 48Anm.)。

ここでは先とは反対に、精神が身体とは分かちがたく常に伴っているから、私は自由であるとみなされるのであり、苦役に供される動物とみなされてはならないのである。したがって、身体的な迫害とは無関係に精神の自由が保てるとするストア主義的な考え方は誤っている、とヘーゲルは考える。精神による身体の所有という契機を主題としつつも、一方では人間の奴隷化を否定し身体的自由という近代的な自由の価値を過不足なく認めるヘーゲルの近代性がうかがえる箇所である<sup>9</sup>。

私は私の現存在 Existenzから自分のうちへとひきこもり、私の現存在を外的なものにすることができる——特殊な感覚を私の外に置いておいて、鎖につながれていても自由であることができる。しかし、これは私の意志であって、他人にとっては、私は私の身体のうちにあるのである。定在において自由なものとしてのみ私は他者にとって自由である、と

9. 同時に、〈私が私の身体を所有しているのだから、という理由で臓器売買や売春を認めてよいか〉という現代応用倫理学の問いに対して、ヘーゲルは明確に「否」と答えていることになる。俗に言われるように、「身体を売っても心は売らない」等ということは、ヘーゲルによればありえないのである。

いうことは同一命題である（私の『論理学』一卷四九頁以下を見よ）<sup>10</sup>。他者によって私の身体に加えられた暴力は、私に加えられた暴力である。

私は感じる事ができるのであるから、私の身体に触れたり、暴力を加えたりすることは、直接私に、現実的かつ現在の、触れることである… (ebd.)。

ここで身体もまた広い意味での「物」として、他の物件と同じく自由の定在として考えられている。私は鎖につながれていても自由であることができるが、そのような内面的な私の意志の自由とは別に、他者にとっての私は依然として私の身体においてある。そうであるから、私の身体に加えられた暴力を、私に加えられた暴力と受け取り、それを私の自由の侵害と考えることが可能なのである。

以上のように、1) 私から見た私の自由と2) 他者から見た私の自由とは、対称をなしている。前者がいわば〈私と私の身体との分離に由来する身体を所有する自由〉であるのに対し、後者は〈私が私の身体と不可分の一体性を保ったままでの他者にとっての私の自由〉である。この二つの自由という二重性を解消するのは労働である。労働はまずは外的な物件に向けられ、それを形成し、それを通じて私の所有を確立するものとして叙述される。

形成 *die Formierung* によって、あるものが私のものであるという規定は、一つの対自的に存立する外面性を得る (§56)。

『法の哲学』諸講義にも類似した記述がある。

形成は、私が作る物件の変容である。形成には非常に多様な種類がある (IV,65)。

そのこと〔形成〕を通じて私は私の意志を客観的なものとして定立する。そのとき私は私の人格をもって物件のもとにある必要はない。というのも私が物件に与えた形式のうち私は現在のだからである。したがって、私の意志の現在は、既に客観的になっているという理由で、もはや必要ない (V,224)。

この物に向い物を加工する形成という狭義の労働のみならず、ヘーゲルは自己へと向けられる労働、すなわち陶冶をも視野に入れている。

人間は、自分自身の身体と精神との陶冶 *Ausbildung* によってはじめて、すなわち本質的

10. ヘーゲルが指示している参照箇所は以下の通りである。

「即自存在は最初は非存在への否定的関係である。それは他在を自分の外にもっており、他在から離れている。或るものが即自的であるかぎりにおいて、それは他在と對他存在から引き離されている。しかし第二に、即自存在は非存在をそなえている。即自存在そのものは對他存在の非存在だからである」(W11,S60f.)。

にはその自己意識が自らを自由なものとして把握するようになってはじめて、自己を占有取得し、自己自身の所有物、他者に対する所有物となる (§57)。

人間は原材料や道具などを用いて、外的な物を形成する場合にだけ労働の働きを向けるのではなく、自分自身の身体能力や知力といった内的素材にも自らの労働を作用させる。そして自分のもっている自然のままのありようを修練によって変成させ、熟練した働き手に鍛え上げる。すなわち自己を陶冶する。このようにしてはじめて、外的な物を加工して自分の思い通りのものをつくりあげる能力を身につけることができ、それを通じて自由な自己が獲得される。このとき私は、私と身体との分離から出発して陶冶をはじめが、陶冶のプロセスを経て、自己を作り上げる自己と、作られる自己との分離は解消する。陶冶を経た私は、〈私自身から見ても精神と身体が不可分に結合した存在〉として自由なのである。ここにおいて、先に見た1) 私から見た私の自由と、2) 他者から見た私の自由との分離は解消されることになる。

このような自由は、「C 所有の放棄」における譲渡論の中で、〈私が譲渡できるものは何か、譲渡できないものは何か〉を吟味することでより明確になる。

私の所有物は、私が私の意志をそのうちに置き入れるかぎりでのみ、私のものであるから、私は私の所有物を放棄する entäußern ことができる。—その結果、私は総じて私の物件を私によって無主物としたり (derelinquiere)、あるいは私の物件を他人の意志による占有にゆだねたりする。—しかしそれはその物件がその本性からして外的なものであるかぎりにおいてである (§65)。

まず私が譲渡可能なのは私の所有物であるが、それは外的なものに限られることが明確にされる。逆に、それ以外のものは譲渡してはならないのである。

したがって、私にもっとも固有な人格、そして私の自己意識の普遍的な本質をなすような財、言い換えれば実体的な諸規定、すなわち、私の人格性一般、私の普遍的な意志の自由、人倫、宗教は、譲渡されえないし、またこれらに対する権利には時効がない (§66)。

私の人格や、それに由来する私にとって普遍的な本質 (意志の自由、人倫、宗教等) は、譲渡されえない。これらのものを放棄することは、人間が自由を奪われ奴隷に墮することを意味するのである<sup>11</sup>。「人格性の放棄の例は、奴隷や農奴の身分、所有物を占有できないこと、所有の自由のないこと等である」 (§66Anm.)。

ここからはまた、ヘーゲルが形成・陶冶というかたちで述べていた労働が、超歴史的な単なる労働一般ではなく、近代的労働であったということが明確になる。次の67節にみるように、

11. この点からも、注9で考察したような臓器売買や売春は否定されることになる。



それは奴隷や農奴の労働と明確に区別されているのである。

私の特殊な、身体的精神的な諸技能や諸々の活動可能性について、個々の生産物と、他者による時間的に制限された使用とを私は譲渡することができる。なぜなら、この時間的制限によって、これらの技能や可能性は私の総体性と普遍性に対する外的な関係を獲得することになるからである。もしも労働を通じて具体的なものとなっている私の全時間と、私の生産物の総体を譲渡するならば、私はそれら時間や生産物の実体的なもの、すなわち私の普遍的な活動や現実性を、ひいては私の人格性を他人の所有にしてしまうであろう (§ 67)。

先に65節において「外的なもの」のみが譲渡可能だとされていたが、私の労働はそのままでは外的なものには見えないが、時間を制限して切り売りすることで外的なものになり、譲渡可能になるのである。逆に時間的制限のない労働の譲渡はその内容の如何に関わらず、奴隷労働である<sup>12</sup>。ここでヘーゲルは「時間的制限」をメルクマールとして、近代的労働と奴隷労働との違いを鮮やかに描き出している<sup>13</sup>。

以上見てきたように、ヘーゲルにおける人格の自由は、労働（物の形成と自己の陶冶）に基づく所有によって支えられている。ヘーゲルはこのような所有を軸とした自由概念について62節の注釈で触れ、一五〇〇年の長きにわたる人格の自由の歴史の中で、所有の自由が原理として広く承認されるようになったのはようやく昨今のことだという。

人格の自由がキリスト教を通して開花し、小さな部分であるとしてもとにかく人類の一部において普遍的な原理となってからおよそ千五百年になる。しかし所有の自由がそここで原理として承認されるようになったのはつい最近のことだといえる (§ 62Anm.)。

57節注釈・補遺における奴隷制に対する批判<sup>14</sup>と併せて考えると、ヘーゲルが、人格の自由は

12. 67節補遺ではさらに明確に次のように述べている。

「ここに分析された区別は、奴隷と今日の奉公人や日雇い労働者との間の区別である。恐らくアテーナイの奴隷は、今日のたいていの使用人と比べて、より簡単な仕事やより精神的な労働を与えられていたかもしれないが、それでもなお奴隷であった。というのは彼の活動の全範囲が主人に譲渡されていたからである」 (§ 67Zu.)。

13. ヘーゲルはこの後に続く部分で芸術作品や著作を生み出す労働について考察している。ここでは取り上げる余裕がないが、著作権をめぐる議論等、現代的な「知的所有権」の問題につながっていくような内容を含み、興味深い (Vgl. § 68-69)。

14. 厳密に言えば同所でヘーゲルは、奴隷制を正当化する立場と、単なる抽象的概念から奴隷制を不正だとする立場の両方を、一面的であるとして批判している。しかしそれでも後者の立場は「真理に至るための出発点を…含んでいるという長所を持つ」 (§ 57Anm.) のに対し、前者は「理性や法/権利の観点をまったく含んでいない」 (ebd.) として区別しており、「奴隷制は、人間が自然性から真に人倫的な状態へと移行する途上の段階に属する。すなわち不正/不法Unrechtがまだ正/法Rechtとされている世界に属するのである」 (§ 57Zu.) との言明に読みとれるように、奴隷制に対する批判的立場は明らかである。

労働と所有をめぐる近代化の進展を待ってはじめて実現されるものとみなしていたということがうかがえる。

### 3 所有から契約への移行

前節で見たように、労働に基づく所有を通じて私は人格の自由を確立する。このように自由な自立した個人相互が取り結ぶのが「契約 der Vertrag」という関係である。所有の段階は基本的には私と物件との関係をめぐるものであり、他者はあくまでもその関連からのみ言及されるにすぎなかった。それに対して契約では私と他者との関係が前面にでてくる。したがって抽象法の中で自己と他者との間の承認関係が直接関わるのはこの節である。

物件及び身体は外的なものでありながら、私の意志の置き入れられたものでもあった。そのようなものでない単なる物質的なものとみなされた物件や身体をはさんで相対するとき、私は単に身体的なもの、外的なものとしての他者としか関係していない。しかし意志の定在としての物件や身体——所有物を介して関係するとき、これらのものは他者の意志と私の意志とを媒介するものであるといえる。

定在は規定された存在として本質的に他者に対する存在である（上記48節注解を見よ）。所有物は、それが外的な物件として一つの定在であるという面からいえば、他者の外面性に対して存在し、この外面性のもつ必然性と偶然性との連関のうちにある。しかし、意志の定在としては、所有物は他者に対して、といってもただ他の人格の意志に対してのみある（§71）。

所有物は単なる物質的な物ではなく、個人の意志を媒介するものである。「この意志と意志との関係は、そこに自由が定在をもつ固有の真なる基盤である」（ebd.）。逆に諸個人は所有物をもはや単に物件や私の主観的な意志を介してだけではなく、同様に他者の意志を介して、したがって一つの共通の意志のうちにもつようになる。

所有をもはや単なる物件や私の主観的な意志だけではなく、他の意志をも媒介にして、したがって一つの共通的な意志においてもつようになる、この媒介が契約の圏をなす。契約は、契約を締結した者達が相互に人格として所有者として承認し合うことを前提とする。承認の契機は既に契約のうちに含まれ、前提されているのである（§71-§71Anm.）。

契約の段階では、私は共通の意志を通して所有物をもつ。所有の段階の個別的な意志は、今や他の意志との共通性の中にある。この共通の意志を成り立たせているのは先行する承認であるといわれる。では、契約と承認との関係はどうなっているのか。この点について次回以降論究していきたい。

## 文 献 表

### テキスト

ヘーゲルのテキストは以下のものを用い、引用の後に略号とページ数を付記した。『要綱』と『エンツィクロペディ』については節番号のみを示した。

G.W.F. Hegel : *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. Werke in zwanzig Bänden, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M., Suhrkamp, 1969ff, [=HW]Bd.7

G.W.F. Hegel : *Die Philosophie des Rechts. Vorlesung von 1821/22* [=IV], H. Hoppe (Hg.), Frankfurt a. M., Suhrkamp, 2005.

G.W.F. Hegel : *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hotho 1822/23* [=V], in: G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, K.- H. Ilting (Hg.), 4 Bd., Stuttgart-Bad Cannstatt: Frommann -Holzboog, 1973-74, Bd. 3, S.5-841

G.W.F. Hegel : *Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift von K. G. v. Griesheims 1824/25* [=VI], in: aa.O., Bd. 4. S.67-903.

G.W.F. Hegel : *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften*. HW, Bd.8-10.

G.W.F. Hegel : *Wissenschaft der Logik I* HW, Bd.5.

### 二次文献

Ritter, J. (1997) : Person und Eigentum. Zu Hegels *Grundlinien der Philosophie des Rechts* (§§ 34-81). In: Siep, L. (Hg.) *G.W.F. Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Berlin, Akademie Verlag.

Quante, M. (1997) : „Die Persönlichkeit des Willens“ als Prinzip des abstrakten Rechts. Eine Analyse der begriffslogischen Struktur der §§ 34-40 von Hegels *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. In: a. a. O.

Schnädelbach, H. (2000) : *Hegels praktische Philosophie. Ein Kommentar der Texte in der Reihenfolge ihrer Entstehung*. Frankfurt a. M., Suhrkamp.

加藤尚武 (2006) 『ヘーゲルの「法」哲学』、青土社。

(付記) 本稿は日本学術振興会・科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(たけしま・あゆみ 社会文化科学研究科教員)